

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年8月13日 16時30分ごろ
発生場所	滋賀県大津市苗鹿 <sup>のうか</sup> 東方沖（琵琶湖南西部） 雄琴 <sup>おごと</sup> 四等三角点から真方位162°1,430m付近 （概位 北緯35°04.8′ 東経135°53.9′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>プレジャー</sup> WOWは、航行中、また、プレジャーボート <sup>レンジャー</sup> Ranger 321Vは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート WOW、5トン未満（長さ5.95m） 250-48365滋賀、株式会社ウィズオノウェア B プレジャーボート Ranger 321V、5トン未満（長さ4.35m） 253-12130滋賀、有限会社ビワコマリン寺田
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首船底部に擦過傷 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 水象：波高 約1m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者8人を乗せ、約10ノットの対地速力で南進中、水しぶきで船首方が見えづらい状態で衝突直前にB船を認め、右舵を取って機関を停止したものの、A船の船首部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りをしながら漂流中、A船を船首方約30mに認め、A船がB船を避けてくれると思い、漂流を続けたところ、A船が減速せずにB船に向けて航行してきたので危険を感じ、大声で叫んだものの、A船と衝突した。
分析	A船は、航行中、船長Aが、水しぶきで船首方が見えづらい状態で航行を続けたことから、衝突直前に漂流中のB船に気付き、右舵を取って機関を停止したものの、B船と衝突したものと推定される。 B船は、漂流中、船長Bが、船首方約30mに接近するA船を認め、A船がB船を避けてくれると思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと推定される。
原因	本事故は、A船が航行中、B船が漂流中、船長Aが、水しぶきで船

	<p>首方が見えづらい状態で航行を続け、また、船長Bが、A船がB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと推定される。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水しぶきで船首方が見えづらい場合、減速して周囲の見張りを適切に行うこと。</li><li>・ 漂泊中においても、接近する他船が避けてくれると思わず、有効な音響による信号を使用して注意喚起を行うとともに、船体を移動させるなどして早期に衝突を避けるための措置を採ること。</li></ul>